DVに対応するための主な仕組みの概要

家族法制部会参考資料30-2

1相談

・配偶者暴力相談支援セ ンター *1 への相談

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者に関する各般の問題について、相談に応じる(配暴法3条3項1号)

・婦人相談員への相談

婦人相談員は、DV被害者 の相談に応じ、必要な指導 を行う(配暴法4条)

- ・警察への通報・相談
- ・DV・児童虐待等被害 者法律相談援助

法テラスにおいて、DV被害者に対し、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する

*1 配偶者暴力相談支援センター: DV被害者を支援する中心的機関で各都道府県及び一部市町村が設置。婦人相談所、男女共同参画センター、児童相談所、福祉事務所などがその機能を果たす。

②安全の確保

・警察本部長等の援助

DV被害を防止する措置 の教示その他必要な援 助を行う(配暴法8条 の2)

・一時保護

DV被害者の一時保護を 行う(配暴法3条3項3 号、4項)

・保護命令

裁判所がDV被害者からの申立てを受けてDV加害者に接近禁止等の命令を発する(配暴法10条)(この他、ストーカー規制法による禁止命令等もあり得る)

・DV等支援措置

DV被害者の住民票等の 閲覧交付を制限する

③離婚・婚姻費用・養育費の請求

・法律相談

弁護士会が運営する法律相談センターが、DV 被害者からの法律相談 を受け付ける

・情報提供、無料法律相 談、弁護士費用の立替 え

法テラスにおいて、D V被害者に対し、離婚 等手続に関する情報提 供のほか、資力の乏し い者に対する無料法律 相談や裁判等手続に関 する弁護士費用の立替 えを実施する

・裁判書類におけるDV被 害者の住所等秘匿措置 裁判所がDV被害者から の申立てを受けてDV加 害者にDV被害者の住所 等を秘匿する

④自立生活の 支援施策

・配偶者暴力相談支援センターによる援助 (配暴法3条3項4号)

・居住の確保

婦人保護施設又は母子 生活支援施設への入所、 公営住宅への優先入居 等

・経済的支援

生活保護、生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、児童手当、児童扶養手当 等

・就業支援

ハローワークによる職業紹介や職業訓練 等

虐待に対応するための主な仕組みの概要

③保護者等への指導 ①通告・相談 2 調査 4児童の保護 ・通告義務 ・児童の安全確認 ・一時保護 ・面接指導 児童虐待を受けたと思 児童相談所長等による 児童相談所長が原則2 児童相談所が保護者に われる児童を発見した 家庭訪問(児虐法8 か月以内の間、児童を 対し心理・児童の健康 者は、速やかに、児童 条) 施設等に入所させる 及び心身の発達に関す 相談所等に通告しなけ (児福法33条) る専門的な指導等を実 ・出頭要求・立入調査 ※必要に応じて②調査中 ればならない(児虐法 施する(児福法11条1 6条、児福法25条) 都道府県知事による保 でも実施する 項2号ハ及び二) 護者に対する児童相談 ※指導は②調査の結果や ・児童相談所への相談 所等への出頭要求(児 ・施設入所・里親委託等 医学・心理学・教育 児童相談所は、家庭そ 虐法8条の2) 都道府県が児童を児童 学・社会学・精神保健 の他からの児童に関す 児童福祉司等による家 養護施設等に入所させ、 上の判定に基づいてな る専門的な知識及び技 庭への立入調査(児虐 又は里親等に委託する される 術を必要とする相談に 法9条1項)。拒否は50 (児福法27条1項3号.28 応じる(児福法11条1 万円以下の罰金(児虐 条) ・訓戒・誓約 項2号口) 法9条2項.児童福祉法61 都道府県が児童又は保 条の5) ・親権停止・喪失 護者に対し養育の方針 ・警察への通報・相談 家庭裁判所が、児童相 や留意事項を示す(児 ・臨検又は捜索 談所長等の請求により、 ・DV・児童虐待等被害 福法27条1項1号) 児童福祉司等による児 親権者の親権を2年を 者法律相談援助 童の住所等への臨検又 超えない範囲内で停止 法テラスにおいて、児 ・児童福祉司指導 は児童の捜索(児虐法 又は永久に喪失させる 童虐待被害者に対し、 児童福祉司等が児童又 9条の3)。裁判官の許 (児福法33条の7.民法 被害の防止に関して必 は保護者を指導する 可状が必要 834条の2.834条) 要な法律相談を実施す (児福法27条1項2号)